

現基本構想（10 年ビジョン）に基づく取組の進捗状況

「参加と協働による地域社会づくり」

「持続可能な行財政運営の推進」

杉並区基本構想審議会

I 参加と協働による地域社会づくり

協働推進計画に基づく協働の取組

(1)『区民の参加による地域社会づくり』に基づく主な取組

No.	取組内容
1	【防犯対策の推進】 防犯力が高いまちをつくるためには、地域団体、区民、警察署等関係団体と区が協働し、官民一体となって防犯活動を展開していく必要があります。そのため、防犯自主団体の新規結成を促進し、防犯基盤を強化するとともに、地域安全のつどいや振り込め詐欺根絶集会の開催、落書き消去活動、区境パトロール等の各種取組を協力して実施しています。
2	【自転車放置防止協力員の活動】 駅周辺の町会・自治会、商店会等の自転車対策事業（放置防止）に理解と熱意のある方が、自転車の放置防止の指導、PR 及び啓発等の活動に従事し、駅周辺の放置自転車による交通環境の悪化を防止しています。
3	【花咲かせ隊の活動】 地域住民がボランティア団体「花咲かせ隊」として区に登録し、身近な公園の花壇等を管理することにより、区民の緑化・美化に対する意識を醸成するとともに、公園の利用拡大や地域活動の活性化を図っています。
4	【すぎなみ公園育て組の活動】 地域住民がボランティア団体「すぎなみ公園育て組」として区に登録し、身近な公園で清掃や植栽の手入れ等の活動を行うことにより、地域の連帯感を高めるとともに、公園を利用する際のモラルの向上を図っています。
5	【地域防災力の向上】 災害発生時には、地域住民が主体となって震災救援所の開設・運営にあたるため、地域、学校及び区の連携による震災救援所運営連絡会を開催し、被災者支援や震災訓練等について地域に根ざした取組を進めています。 また、地域の防災・減災を担う人材として「地域防災コーディネーター」の育成・活動支援、防災市民組織や消防団との連携、防災資機材の提供等により、地域防災力の向上に取り組んでいます。
6	【食品ロスの削減】 更なるごみの減量を推進していくために、区民に広く「もったいない意識」の醸成を図るとともに、区民・事業者・NPO・区等が一体となり食品ロスの削減について幅広く連携して取り組んでいます。
7	【地域と連携・協働する学校づくりの推進】 保護者や地域住民等が、「学校運営協議会」を通じて学校運営に参画する「地域運営学校（コミュニティ・スクール）」の指定を小中学校全校へ拡大し、地域に開かれ、地域と共にある学校づくりを進めています。 また、学校の求めに応じて様々な教育活動に協力する学校支援本部を支援することで、地域人材による学校支援活動を推進し、子どもたちの豊かな教育活動につなげています。

【その他の取組】

- 消費者生活サポーターによる「出前講座」の実施
- 道路等保全への区民参加
- 阿佐ヶ谷駅・高円寺駅等の駅前広場における清掃・美化への協力
- 違反広告物の除却活動
- みどりの保全に向けたボランティア活動
- 水鳥一斉調査の実施（善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出）
- まちづくり条例に基づくまちづくりの推進
- 省エネルギー及び創エネルギーの普及・推進
- 区民の参加による健康づくり
- 区民との協働によるオリンピック・パラリンピック事業の実施

(2)『協働による多様な公共サービスの提供と人材育成』に基づく主な取組

No.	取組内容
1	【ゆうゆう館協働事業の実施】 高齢者の社会参加を推進するため、ゆうゆう館を「高齢者のいきがい、生涯現役社会の地域拠点」と位置づけ、「いきがい学び」「ふれあい交流」「健康づくり」のテーマに基づいた事業をNPO等の自主企画により実施しています。協働事業では、高齢者同士の交流や多世代との交流、健康維持などをはじめ、各地域での人材の発掘・活用を進め地域の活性化に寄与するよう企画・運営を行っています。
2	【ひとり暮らし高齢者等たすけあいネットワーク（地域の目）事業の実施】 高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、主に介護保険サービス等を利用していない高齢者（登録者）を対象に、区民のボランティアであるあんしん協力員が定期的な見守りを行っています。また、あんしん協力員及びたすけあいネットワーク事業に賛同した団体であるあんしん協力機関が、地域に暮らす高齢者に対する緩やかな見守りを行っています。
3	【すぎなみ地域大学の運営】★P4参照 区民の社会参加意欲に応えるとともに、地域社会に貢献する人材や協働の担い手となる人材を育てています。また、地域大学の修了生が、学んだ成果を地域で生かし実践できるよう、NPO等と相互に連携・協力することにより、区民の地域活動への参加促進を図っています。
4	【民間運動施設との協定による生活習慣病予防の推進】 生活習慣病を予防するため、「区民の健康づくりに関する協定」を締結した民間運動施設と協働し、区民が参加しやすい日程や専門家による指導が受けられるプログラムを案内し、区民が自分のペースで身近な運動施設を利用できる機会を提供しています。
6	【災害時要配慮者支援の推進】 災害時発生時、各震災救援所の運営連絡会委員をはじめとする区民や民間事業者の協力により、災害時要配慮者に対する安否確認を実施し避難生活等の支援体制を図るとともに、災害時要配慮者を受け入れる福祉救援所の拡充を図っています。 また、災害時の各救援所の運営を支援する福祉専門職等の人材を確保するため、区内民間事業者や災害ボランティアセンター等の関係機関との連携強化を図っています。
7	【地域子育てネットワーク事業の実施】 各小学校区域で、地域住民等との協働により地域伝統行事等を実施し、世代を超えた人々の交流を促進するとともに、関係機関と地域の子育て支援団体等で構成する連絡会を定期的に開催するなど、地域で子育て家庭を見守り・支援するネットワークづくりを推進しています。
8	【地域教育推進協議会の支援】 子どもたちが生きる力と豊かな心を育みながら健やかに育つ、活力ある地域づくりを進めるため、子どもの育成や教育に関わる課題について、地域の多様な主体が連携・協力し、その課題解決に向けて取り組む「地域教育推進協議会」を支援し、拡充を図っています。
9	【地域区民センター協議会への支援】 住民の相互交流や活動の拡大を図り、いきいきとした住みよい地域づくりを進めるため、区内7つの地域区民センター協議会が、町会・自治会やボランティア、NPO等と協働し実施する事業や活動を支援しています。
10	【協働提案制度の実施】★P4参照 協働提案制度は、区と地域活動団体（NPOや地域団体、事業者等）が、お互いの立場を尊重し、役割を分担しながら地域の課題解決に取り組む制度です。区からの課題提起に基づく提案と、地域の課題を踏まえた地域活動団体からの提案を、区と多様な地域活動団体間の協働の関係を創り出しながら取り組んでいます。

No.	取組内容
11	【NPO等の活動支援】 地域の多様な活動主体が相互に連携・協力しながら地域課題を解決できるよう、活動環境の充実に取り組んでいます。中間支援組織としてのすぎなみ協働プラザの運営、NPO支援基金に基づく助成金の交付や区民等への基金の普及・啓発等により、NPO等の主体的な地域活動を支援しています。

【その他の取組】

- 郷土博物館における区民参加による協働展示の企画
- 男女平等推進センター啓発講座の実施 ■ 交通安全啓発キャンペーン等の実施
- 中央線あるあるプロジェクトの推進 ■ 杉並産農産物の地産地消の推進
- 都市農地を守ろう！アグリフェスタの開催 ■ 食育の推進 ■ わがまち一番体操の実施
- ヘルシーメニュー推奨店事業の実施 ■ 子ども・子育てメッセの開催
- すぎなみフェスタの開催 ■ 地域活性化事業への支援 ■ 地域人材の発掘と育成の推進

(3)『参加と協働を支えるコミュニケーションの充実』に基づく主な取組

No.	取組内容
1	【ICTを活用した災害情報の収集と発信】 防災地図アプリケーション「すぎナビ」を通じて区民からの災害・被害情報等を区が収集し、それらの情報をもとに、避難所や安全な避難経路への誘導等を行うなど区民とリアルタイムで情報を共有し、二次災害の発生を防止します。
2	【すぎなみ学倶楽部の運営】 学術的資料やイベント情報等杉並の魅力を、区が育成した区民ライターが自ら書きたいテーマを企画し、情報収集や取材を重ね、NPOが運営するウェブサイト※1で発信し、区民の区への愛着度向上や来街者の誘致を図っています。
3	【すぎなみ子育てラボラトリーによる子育て情報の発信】 すぎなみ子育てサイト内の区民参加コンテンツ「すぎラボ」では、区内の子育て中のメンバーによる保育園・幼稚園取材レポートや子育て支援に関するイベントの体験談などを掲載し、子育てに身近な視点からの情報発信を行っています。
4	【地域活動応援サイト「すぎなみ地域コム」の運営】 区民の地域活動への参加や地域団体間の協働の取組を情報面から支援するため、地域活動の情報基盤として、地域活動応援サイト「すぎなみ地域コム」を運営しています。
5	【戦略的広報の推進】 民間での宣伝・広告・デザインなどの経験を有する人材（広報専門監）を活用し、わかりやすく区の情報や魅力を発信しています。また、区が行う情報発信に関する総合的かつ戦略的な指針となる広報戦略に沿った取組を実施し、情報発信を行うことで、区民一人ひとりの区への誇りや愛着心を高め、区民の積極的な区政への参画に結び付けていきます。また、広報紙について、希望する区民に対する個別送付（希望配付制）の拡充など配布方法を検討し、区の情報発信の更なる充実に努めています。
6	【区政を話し合う会の実施】★P5参照 広く区民の意見を聴き区政運営に生かすため、日頃、区政に参加する機会の少ない区民と区長が直接、意見交換する機会の拡充に努めています。また、区民の区に対する関心や理解を高めるため、懇談会の様子等の情報発信にも工夫を凝らし、区民との協働の機運を高めています。

★すぎなみ地域大学

すぎなみ地域大学は、地域活動に必要な知識・技術を学び、仲間を助け、区民自らが地域社会に貢献する人材、協働の担い手として活躍していただけるよう、各種講座を開講しています。

講座修了後は、NPO 団体などの活動に参加したり、区のボランティアに登録するなど、多くの方が地域活動に参加しています。

【地域大学の基本理念】

- 区民の社会貢献意欲を喚起し、自らの学びの成果を地域社会の中で活かす「協働の担い手」を育てる
- 地域貢献活動を担う NPO 団体等を人材面から支援し、相互に連携・協力して「協働の輪」を広げる
- 地域の課題解決に向け、区民が知恵と力を出し合い取り組む「協働社会の基盤」をつくる

※すぎなみ地域大学受講者数等の推移・・・・・・・・・・資料 20-5 14 ページ参照

★協働提案制度

協働提案制度は、区と地域活動団体（NPO 法人、地域団体、事業者など）が、お互いの立場を尊重し、役割を分担しながら、地域の課題解決に取り組む制度です。

協働の担い手となる地域活動団体と区が話し合いや意見交換の場を持ち、課題の認識や目的・解決の方向性を共有して、提案された協働提案事業に取り組みます。

【提案できるもの】

- 地域の課題の解決につながるもの
- 区と地域活動団体が協働することで相乗効果が期待できるもの
- 地域活動団体が主体となって実施することが可能であるもの
(アイデアのみの提案ではないもの)
- 特定の個人や団体のみが利益を受けるものではないもの
- 区への一方的な要望ではなく、区と地域活動団体との協議の結果、明確に協働の役割分担ができるもの
- 宗教活動または政治活動を目的としていないもの

■これまでの実施事業

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
新規事業	2	3	2	—	—	—
継続事業	—	2	3	5	1	—

【令和 2 年度】

提案名	重症心身障害児・医療的ケア児（未就学児）のピア相談
提案内容	常に高度な在宅医療や生活支援が必要な重症心身障害児や医療的ケア児の保護者を先輩保護者がピア相談員として支援し、孤立しがちな対象保護者の社会参加の機会を提供する仕組みをつくる。また、保護者の意見などをまとめたピアサポート BOOK（ブック）を作成する。
提案団体	NPO 法人みかんぐみ

提案名	障害者・高齢者の共生社会に向けて 障害分野と高齢分野の連携推進
提案内容	障害者が高齢者の通所介護事業所（デイサービス事業所）を利用できるよう、障害者と高齢者がともに利用する共生型（通所）デイサービス事業所の開設を促進する。
提案団体	一般社団法人 Geny（ジェニー）

提案名	外国人母子の母子保健医療サービスへのアクセス改善を目的とした母親（妊婦）学級の強化と連携体制づくり
提案内容	外国人妊婦（ネパール人）が、妊婦面接、妊婦訪問や母親（妊婦）学級への参加を通して、母子保健医療サービスを理解することにより、外国人母子の保健医療サービスを受けやすくする。
提案団体	NPO 法人シェア＝国際保健協力市民の会

★区政を話し合う会(すぎなミーティング)

日頃、区との接点の少ない若い世代の方々を含めた幅広い世代の声を受け止めていくために、無作為抽出で選出した区民と区長が、その時どきの行政課題をテーマとして直接意見交換を行う「すぎなミーティング」を平成 28 年度から開催しています。

平成 28 年度

	テーマ	参加者数
第 1 回	語り合おう、自治体経営と私たちが住みたい“まち”	30 名
第 2 回	選挙の投票に行く意味ってなんだと思いますか？ほか 2 テーマ	18 名
第 3 回	みんなで考える子育てしやすいまち	21 名

第 1 回目は高千穂大学の学生、第 2 回目は専修大学附属高等学校の生徒が参加

平成 29 年度

	テーマ	参加者数
第 1 回	すぎなみの介護、特別養護老人ホームという選択	10 名
第 2 回	将来を見据えた保育行政のあり方	9 名
第 3 回	たばこを めぐるルールを通して地域社会を考える	9 名
第 4 回	区立 施設再編を考える	8 名

平成 30 年度

	テーマ	参加者数
第 1 回	東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーについて	11 名
第 2 回	共につくる災害に強く、安心して暮らせるまち	11 名
第 3 回	ふるさと納税を一緒に考えよう	11 名
第 4 回	もし私や私の大切な人が認知症になったら	11 名

令和元年度

	テーマ	参加者数
第 1 回	水害の危険から身を守るために	11 名
第 2 回	魅力ある公園づくり	11 名
第 3 回	プラスチックごみについて考えよう	10 名
第 4 回	狭あい道路の拡幅について考えよう	10 名

Ⅱ 持続可能な行財政運営の推進

行財政改革推進計画に基づく主な取組

(1) 必要なサービスの提供を可能とする行財政運営

①財政健全化と持続可能な財政運営の実現

No.	取組内容
1	【持続可能な財政運営の確保】★ P 1 0 参照 新たな「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」に基づき、財政調整基金の残高維持に努めるとともに、施設整備基金への計画的な積み立てを行います。また、区債の発行は、財政状況を踏まえつつ、必要性を十分検討して行うほか、公債費の軽減に努めます。財政運営にあたっては、財政指標に留意し、持続可能な財政運営を確保しています。
2	【広告収入等の確保】 区から情報提供をする各種媒体への民間事業者の広告掲載を行い、広告収入の確保及び広告掲載による経費削減の取組を推進します。また、ネーミングライツの拡大による財源確保や新たな収入確保事業の検討を行っています。
3	【税・保険料・利用料等の収納率の向上】 ペイジー口座振替受付サービスの利用など口座振替の勧奨強化、コンビニ収納や納付センターの活用等により、収納率の向上を図るとともに、新たな収納方法として電子収納サービスの導入を進めています。
4	【補助金の見直し】 補助金交付基準及び検証・評価基準に基づき、継続的に補助金の評価・検証・見直しを行っています。
5	【使用料・手数料等の見直し】 使用料・手数料について、受益者負担の適正化の観点から定期的に見直しを行っています。 ※ 平成 2 5 年度、令和元年度に見直し実施
6	【民間事業者との連携による敬老会事業等の収入確保】 敬老会や成人祝賀のつどいなど式典とあわせてイベントを行う事業について、民間事業者と連携した事業に取り組んでいます。

【その他の取組】

- 財政情報の公表
- 区有財産の有効活用
- 駐車場の有料化
- 区営住宅の駐車場の貸出
- 社会保障・税番号制度（マイナンバー）を活用した適正な賦課の実施
- ふるさと納税制度の活用
- 奨学資金の償還率向上
- 事業系有料ごみ処理券貼付の適正化
- 子育て応援券事業の適正化

(2) 創造的で効率的な自治体経営

①効率的な行政運営

No.	取組内容
1	【行政評価の充実】 行政評価システムを活用して行政評価を実施し、総合計画・実行計画の進捗状況・達成度を把握するとともに、地方公会計制度との効果的な連動を見据えた研究と職員研修の実施等による職員の意識改革を進め、効率的・効果的な区政運営を推進しています。
2	【民営化宿泊施設の運営の見直し】 区の民営化宿泊施設である富士学園、弓ヶ浜クラブ及びコニファーいわびつについて、業務評価や公認会計士による監査等を通じて更なる経営改善とサービスの向上を運営事業者に求めています。また、施設の経営状況や運営事業者の意向等を踏まえ、改めて、区の保有の適否について検討しています。
3	【区民サービス窓口の整備】 証明書自動交付機に替わる証明書コンビニ交付サービスの周知・利用を進めるとともに、混雑状況等をお知らせする「受付・交付窓口情報案内」や臨時届出窓口の設置など、本庁窓口の運営方法の見直しについて検証し、効率的な窓口サービスを提供しています。
4	【住民情報系システムの再構築】 情報システムの運用経費の削減と効率的な保守業務を実現するため、住民情報系システム再構築方針に基づき、住民情報系システムの再構築に取り組んでいます。
5	【民営化・民間委託等の推進】 新たな行政課題が増加している中、サービスの提供主体や提供方法を見直し、民営化・民間委託を推進するとともに、公の施設の運営については、指定管理者制度の導入について積極的に検討し、導入を進めています。
6	【指定管理者制度の導入】 地域区民センター、図書館 【民営化】 区立保育園 【業務委託】 学童クラブ運営委託、国保年金課・介護保険課・課税課の業務委託
7	【入札・契約制度の改革】 「杉並区公共調達指針」に基づき、公契約条例の制定も視野に入れた労働環境整備対策の拡充を検討し、社会状況に的確に対応した入札・契約制度の改革を進めています。
8	【委託業務等のモニタリングシステムの実施】 指定管理者制度を含む区の委託業務等について、事故を未然に防ぎ、業務の履行により区民に良質な公共サービスを安定的に提供できるよう、モニタリングシステムの一層の充実を図っています。

【その他の取組】

- すぎなみ地域大学の業務実施方法の見直し
- 公園管理体制の見直し
- 環境活動推進センターの運営の見直し
- ごみ収集方法の効率化
- 区立障害者通所施設の役割の見直しと民間施設への支援
- 区立施設を活用したふれあいの家の再構築
- 職員の給与福利事務の効率化

②効率的な組織体制の構築と人材の育成

No.	取組内容
1	【時代の変化に挑戦する職員の育成】 人事・給与制度に対応した研修体系の整備と特別区職員研修所の活用等により集合研修の内容の充実を図るとともに、日常業務指導を通じた職場のOJTを推進しています。
2	【組織の改編と柔軟な人材活用】 行政需要の変化による組織横断的な課題や業務量の増加に対応できる体制となるよう組織の改編を行うとともに、限られた人材を最大限に活用する課内グループ制の導入を検討し、効率的な組織運営を行っています。
3	【弾力的な勤務体制の整備】 職員のワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、仕事の進め方や事業の執行方法の見直しにより超過勤務の縮減を図り、仕事の生産性を向上させるとともに、時差出勤の拡大などにより、職員が能力を発揮しやすい勤務体制を整備しています。
4	【定員管理方針に基づく職員数の適正管理】 増大する行政需要への対応と組織の活性化を図る観点から、増加が見込まれるフルタイム再任用職員を生かしながら新規採用職員を確保していくため、定員管理方針を策定し、会計年度任用職員も含めた職員数の適正管理に努め、3年間で20名の職員の削減に取り組んでいます。

【その他の取組】

- 五つ星の区役所づくり
- 保育園調理用務業務、清掃職員の退職不補充
- 学校用務業務等の包括委託等の推進
- 学校警備の機械警備委託の推進
- 学校給食の調理委託の推進

③区立施設の再編・整備

No.	取組内容
1	【公民連携（PPP）による公有財産の活用】 再編整備により転用する土地等については、民間事業者との対話により検討段階から市場性の有無や事業化の確実性を把握するマーケットサウンディング型や提案インセンティブ付与型などの導入を検討しています。
2	【東京都・国との連携・協力によるまちづくりの推進】 区・東京都・国で構成する「まちづくり連絡会議」の開催等、東京都や国との連携により、土地・建物等の有効活用を図っています。

具体的取組は杉並区区立施設再編整備計画（第一期）・第一次実施プラン及び第二次実施プランにおいて、個別施設ごとの取組を計画化しています。

(3) 分権時代における自治体運営

No.	取組内容
1	【自治・分権の推進】 地方分権、都区制度改革など基礎自治体として自治権拡充に向け積極的に取り組むとともに、制度改革に対し迅速に対応しています。
2	【隣接自治体等との連携による区民サービスの向上】 安全・安心な地域社会をつくるため、隣接する自治体、警察署及び地域住民との連携・協力により区境合同パトロール等を実施します。また、中野区との合同就職面接会のほか、練馬区・豊島区・中野区とアニメ事業における連携を実施しています。
3	【基礎自治体間の新たな広域連携の推進】 交流自治体間の連携による住民サービス向上の取組を推進するとともに、区内の大学と交流自治体との連携など新たな連携事業を創出します。また、自治体スクラム支援や、南伊豆町との自治体間連携による特別養護老人ホーム「エクレシア南伊豆」開設までの取組をモデルとして、特定の事業を介した新たな基礎自治体間の広域連携について検討し、推進しています。
4	【区立学校と区内都立学校との連携協働による教育活動の推進】 平成 26 年 3 月に締結した協定に基づき開始した区立学校と区内都立学校の連携協働をより有効なものとしていくため、効果的な個別取組事例を周知するなど、連携に係る取組を推進しています。

★「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」

新たな行政需要に着実に対応するとともに、首都直下地震等の大規模災害への備えをはじめ、将来の行政需要にも迅速・的確に対応できるよう、平成 24 年度に定めた「財政健全化と持続可能な財政運営のルール」を見直し、平成 30 年度に新たなルールを策定しました。

新たなルールの策定の視点

- 単年度の収支均衡と中長期的な財政の健全性を確保するためのルールとする。
- 積立基金の中心である財政調整基金と施設整備基金について、それぞれの目的や基金の性格に応じた積立目標を設定する。
- 現金主義と発生主義の両面から財政の健全性を計ることができるルールとする。
- 財政指標については、経年変化を見ることができ、他の自治体との比較が可能なものとする。

【新たな「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」】

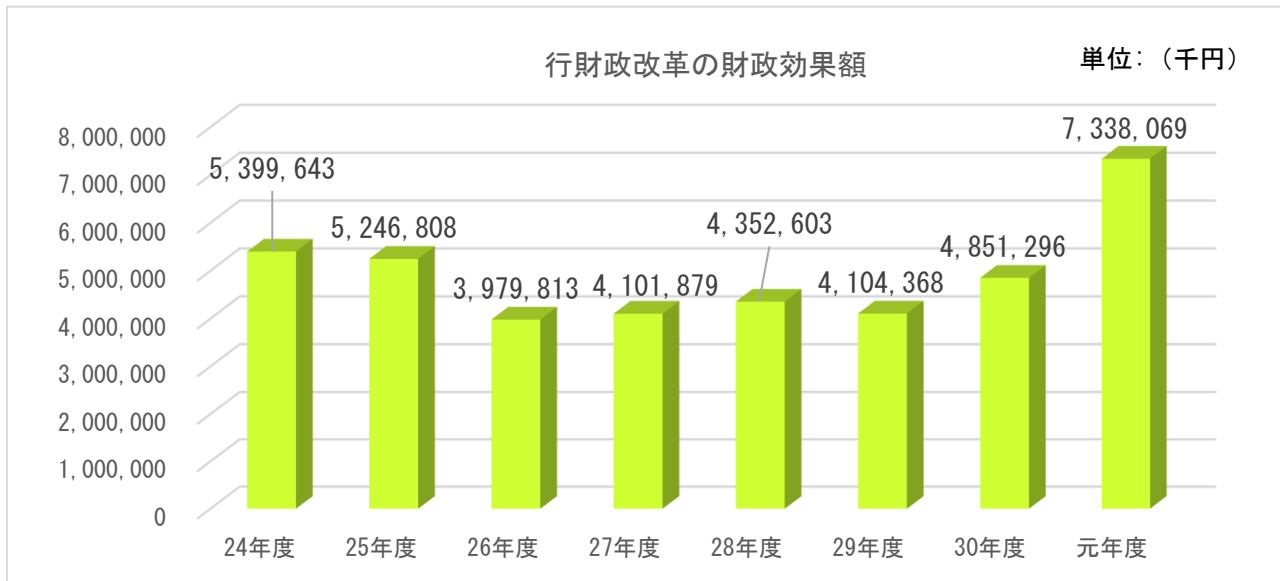
- ルール① 大規模災害や経済事情の著しい変動等による減収に備え、財政調整基金の年度末残高 350 億円の維持に努めます。
- ルール② 将来の区立施設の改築・改修需要に備え、毎年度、施設整備基金に 40 億円を目途に積み立てます。
- ルール③ 区債は、原則として赤字区債を発行せず、建設債についても、財政状況を踏まえて、必要性を十分検討して発行します。また、金利動向等を見据え繰上償還を行い、公債費の軽減に努めます。
- ルール④ 財政運営の弾力性を保持するために、行政コスト対税収等比率が 100%を超えないように努めます。
- ルール⑤ 将来にわたって健全な財政運営を持続していくために、債務償還可能年数が 3 年を超えないように努めます。

■参考 平成 24 年度に定めた「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」

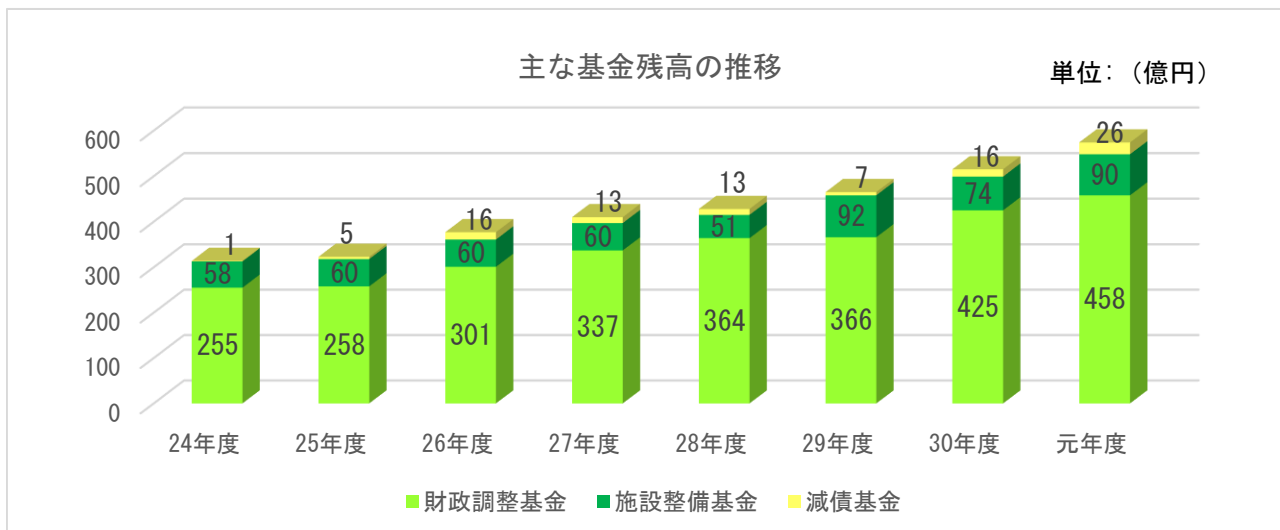
- (1) 経常収支比率について 80%以内を目指します。
- (2) 歳入歳出の決算剰余金が生じた場合に、当該剰余金の 2 分の 1 以上を財政調整基金に積み立て、今後の行政需要や災害対策に活用していきます。
- (3) 金利動向等を見据え、繰上償還を行い、公債費の軽減に努めていきます。
- (4) 基金と区債をバランス良く活用して必要なサービスを持続的に提供していきます。
- (5) 区債は、原則として赤字区債を発行せず、建設債の発行にあたっては、財政状況を踏まえて、必要性を十分検討して行います。

行財政改革に関する主な実績の推移

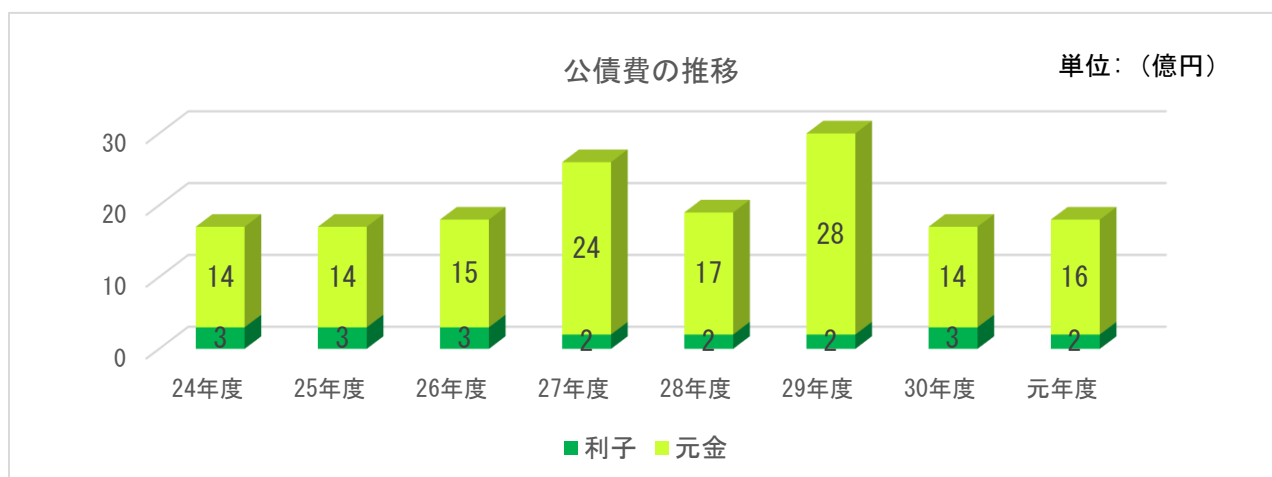
■行財政改革の財政効果額



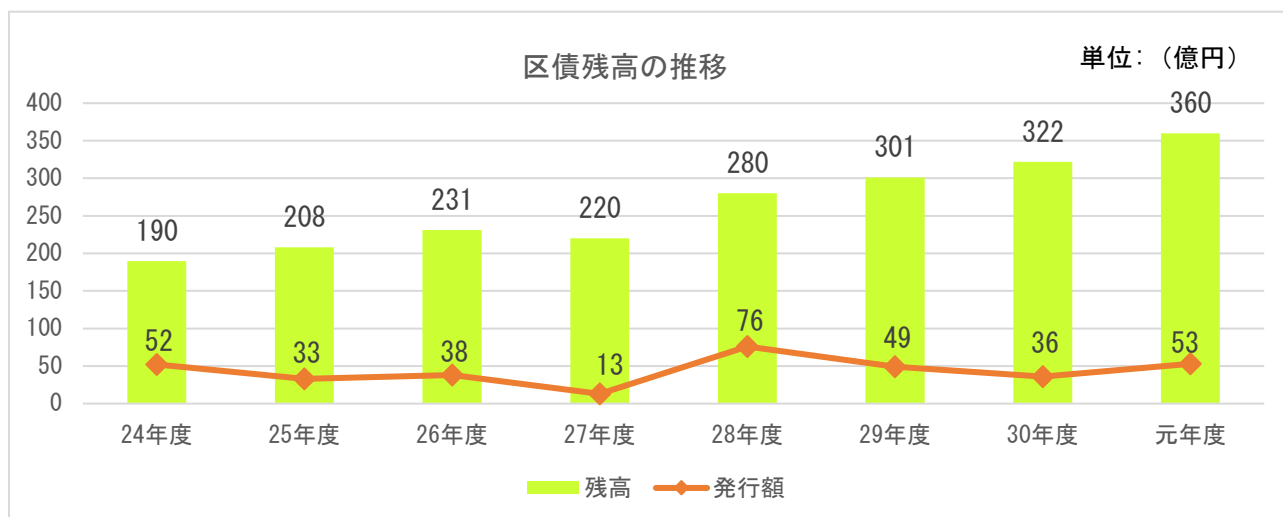
■基金の推移



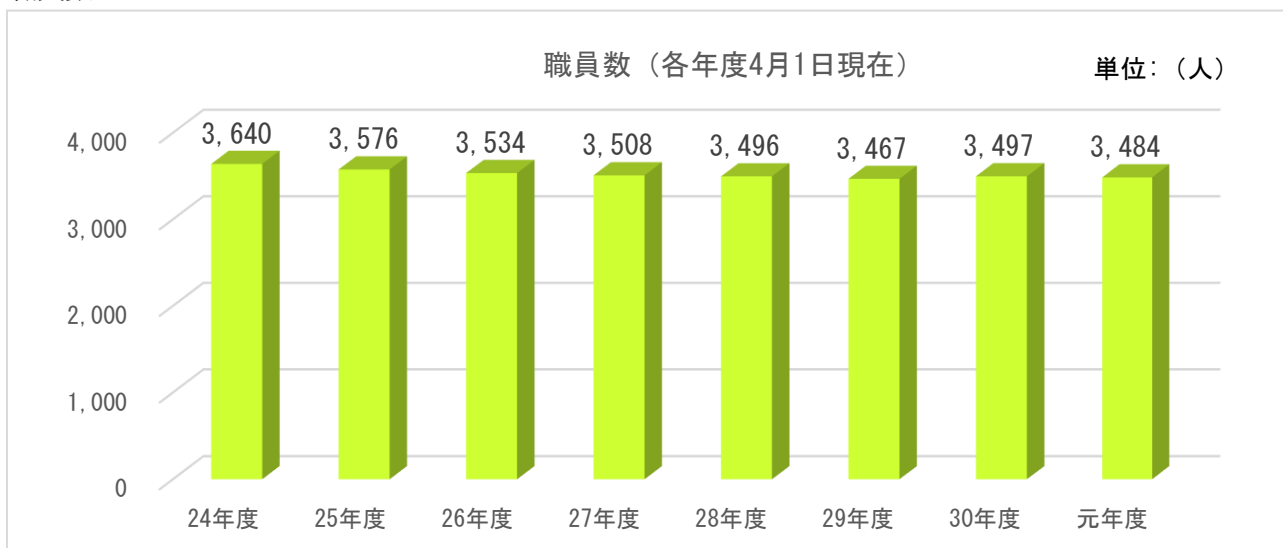
■公債費の推移



■ 区債残高の推移



■ 職員数



■ 職員人件費と人件費比率

